

令和07年度 第4回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和08年03月18日 午前10時00分～午前11時30分

| | | | |
|------|----------|-----|---------------------|
| 開催場所 | 駒込警察署 講堂 | 出席者 | 協議会委員 6名 署長ほか 2名 |
|------|----------|-----|---------------------|

内 容

[業務説明]

- 1 自転車と電動キックボードの制限速度は違うのか。
【回答】
(1) 自転車は、道路標識で指定された速度に従う必要があり、標識がなければ法定速度の範囲内で走行するのが基本であるが、自転車自体に法定速度の定めはない。
(2) 電動キックボードは、時速6キロメートルに設定すると自転車歩道通行可の標識がある場合には歩道を通行することができる。
- 2 歩道と車道で制限速度は違うのか。
【回答】
(1) 車道での自転車の速度について標識がある場合は、その標識の速度を守る必要がある。
(2) 標識がない場合は、法定速度はない。
- 3 自転車に対する速度違反の取締りはしているのか。
【回答】
(1) 自転車の速度違反に特化した取締りは実施していない。
(2) 技術的には、自転車の速度違反を取り締まることは可能である。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
「自転車に対する青切符の導入について」
(1) 青切符等が適用される主な交通違反
ア 信号無視
イ 指定場所一時不停止
ウ 通行区分違反
青切符には、点数制度があるが、自転車の青切符については、運転免許証保有者が違反をしても違反点数は引かれない。
(2) 適用要件
ア 警告に従わず違反行為を継続すること。
イ 車両や歩行者に具体的な危険を生じさせること。
ウ 交通事故に直結する悪質・危険な運転行為をすること。
(3) 具体的な禁止行為
ア 遮断踏切立ち入り
イ 携帯電話使用等
(4) 危険性帯有
自転車の酒酔い、酒気帯び運転をした場合など、悪質な違反の場合には運転免許証の停止、取消しの処分を受けることがある。
(5) 自転車運転者講習
3年以内に違反・事故を2回以上行った場合には、講習を受けなければならない。
(6) 普通自転車が歩道を通行することができる場合
自転車は基本、車道を走行するが、歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるときは歩道を通行できる。「13歳未満の子供」、「70歳以上の高齢者」、「身体の不自由な人」が自転車を運転しているときは、標識がなくても通行することができる。
また、車道が著しく自動車の通行量が多いなど危険性がある場合や自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるときは、歩道を走行することができるが、歩道を走行する時は徐行をすること。
- 2 協議会からの意見要望等
駒込警察署前の信号パターンが変わったが、何か理由があるのか。

[その他の意見要望等]

自転車を利用する方は今まで以上に注意する必要があることを理解することができた。

その他

令和8年度第1回会議は、令和8年6月中旬に実施予定

令和07年度 第3回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年12月22日 午前10時00分～午前11時00分

| | | | |
|------|----------|-----|---------------------|
| 開催場所 | 駒込警察署 講堂 | 出席者 | 協議会委員 7名 署長ほか 2名 |
|------|----------|-----|---------------------|

内 容

[業務説明]

- 協議会からの意見要望の取組結果について
- 管内で行われている工事現場において、工事関係者の怒鳴り声がうるさいのでどうにかならないか。
【回答】
前回の協議会終了後、直ぐに生活安全課長が現場に赴き、現場責任者に言動には十分注意するように指導した。
 - 下り坂を自転車で猛スピードで下ってくる人がいる。歩道も狭くなっているところもあり危ないので注意できないか。
 - 電動キックボードに乗っている人がヘルメットをかぶっていなかったり、ルールを守らない人が多いので指導・注意できないか。
 - 車道を無理矢理、斜め横断する人がいるので注意できないか。
【回答】
歩道走行や速度の速い自転車、電動モビリティ、横断禁止場所や斜め横断について現場を確認し指導・取締りを行った。今後も継続したパトロール、指導・取締りを実施し、交通事故防止に努めていく。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 署長から協議会への説明内容
「特殊詐欺について」
- (1) 特殊詐欺の発生状況
当署では15件発生している。内訳については、
 - ・預貯金詐欺 1件
 - ・詐欺盗 1件
 - ・オレオレ詐欺 11件
 - ・架空請求 2件
- (2) 当署における被害額について
8,700万円(前年比+5,300万円)
- (3) オレオレ詐欺について
 - ア 警察官を装った電話に注意
警察官や検察官をかたり、「あなた名義の銀行口座が犯罪に使われ、あなたは事件の容疑者となっている。」と架空の事件に巻き込み、逮捕されないための保釈金等の名目で口座に現金を振り込ませる手口である。
 - イ 警察官はコミュニケーションアプリ(LINE等)で取り調べを行うことは絶対にならない。
- (4) サポート詐欺(架空請求詐欺)について
パソコンやスマートフォンで動画やWebサイトなどを見ている時に、「ウィルスに感染」などの警告表示と連絡先が出て、ウィルス除去名目で現金振込などを要求する。
- (5) 犯人からの電話に出ないための対策
 - ・留守番電話の設定
 - ・自動通話録音機の設置
 - ・メールけいしちょうの登録
 - ・デジポリスの登録
- (6) 若い世代に対する注意喚起
若い世代が、だまされる事案が発生していることから、管内の学校職員や病院職員に対し、注意喚起を行った。
- (7) ポスターの掲示

- 管内の駅、大手スーパーに防犯ポスターの掲示を依頼した。
- 2 協議会からの意見要望等
- (1) 自転車と電動モビリティの制限速度は違うのか。
 - (2) 歩道と車道で制限速度が違うのか。
 - (3) 自転車に対する速度違反の取締りをしているのか。

[その他の意見要望等]

特殊詐欺の駒込警察署管内の発生状況が15件であるが、高齢者だけではなく、現役世代である若い世代もだまされることがあることを再認識した。

| | |
|-----|---------------------------|
| その他 | 令和7年度第4回会議は、令和8年3月中旬に実施予定 |
|-----|---------------------------|

令和07年度 第2回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年09月22日 午前10時00分～午前11時00分

| | | | |
|------|----------|-----|---------------------|
| 開催場所 | 駒込警察署 講堂 | 出席者 | 協議会委員 6名 署長ほか 2名 |
|------|----------|-----|---------------------|

内容

[業務説明]

- 1 水害対策について
線状降水帯の発生イメージ
積乱雲が連続的に発生し数時間一か所に止まる状態により災害の危険度が高まる。
- 2 本年8月の豪雨発生について
各地で線状降水帯が発生し記録的な大雨により、熊本県では、「大雨特別警報」が発表された。
- 3 都内におけるゲリラ豪雨（9月11日）
目黒区、品川区で1時間に100ミリを超えるゲリラ豪雨が発生し、ライフラインに影響を受けた。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 文京区水害ハザードマップ
ア 神田川沿いが浸水のリスクが高くなっている。
イ 駒込署管内は他の地区に比べるとリスクは低い。
 - (2) 駒込署管内の水害ハザードマップ
不忍通り沿いの北区と荒川区の境界付近が浸水の恐れがある。
ア 水害発生時、警察は消防と連携し、交通規制等の対策にあたる。
イ 警察においては、災害の対応をする警備課と交通課で密接に連絡を取り合い、早めの交通規制などの交通対策を実施する。
 - (3) 平成元年以降の浸水履歴
駒込署管内においても過去に浸水の記録があり、どこで発生するか分からない状況にある。
 - (4) 管内の標高について
不忍通り沿いの標高が低い箇所には何らかの水害被害が起こる可能性がある。
 - (5) 避難場所
駒込署管内の水害に関する避難場所は、文林中学校が指定になっている。
 - (6) 六義園職員との合同水難救助訓練
7月29日に管内に所在する「六義園」において訓練を実施した。
 - (7) 文京区土のうステーション
ア 駒込署管内においては、7箇所設置
イ 土のう作成要領（積み方・防水効果）
 - (8) 災害対応力の向上
 - (9) 情報発信について
 - (10) 富士山噴火（大規模噴火の可能性）
- 2 協議会からの意見要望等
駒込署管内は比較的高台であるが、水害はいつ、どこで起こるか分からないので、日頃の備えが重要であることが今回の説明で理解することができた。

[その他の意見要望等]

- 1 本駒込2丁目で行われている工事現場において工事関係者の怒鳴り声がうるさいのでどうかならないか。
- 2 下り坂を自転車で勢いよく下ってくる人がいる。歩道も狭くなっているところもあり、危ないので注意できないか。
- 3 電動キックボードに乗っている人がヘルメットをかぶっていなかったり、ルールを

守らない人が多いので、指導や注意をすることはできないか。

4 車道を無理矢理に斜め横断する人がいる。注意できないか。

その他

令和7年度第3回会議は、12月中旬に実施予定

令和07年度 第1回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年06月16日 午前10時00分～午前11時00分

開催場所 駒込警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 2名

内容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。

[業務説明]

- 協議会からの意見要望の取組結果について
- 1 ミャンマーとタイの国境付近で話題になっている特殊詐欺事件について、警視庁は捜査に従事しているのか。また、都内出身の犯罪グループの参加者はいるのか。
【回答】
(1) 捜査中の所属について把握はないが、水面下で捜査している場合、把握することは難しい。
(2) 海外の特殊詐欺のアジトで日本人被疑者が拘束されたような場合、警察庁が全国警察に捜査の有無、逮捕状の有無を調査し、逮捕状を取得している都道府県警察に事件処理を依頼している。
(3) 海外の特殊詐欺拠点で架け子をやっている者は、暴力団等の犯罪グループに所属する者は少なく、「闇バイト」に自ら応募した者や、ヤミ金などに借金をして返済のために半ば無理矢理にやらされている者である。
 - 2 駒込中学校・高校近くの工事現場は、ガードマンの配置やセフティーコーンの設置がなく危険である。
【回答】
(1) 工事が終了していたため施工業者の担当者に対し、ガードマンの配置とセフティーコーンの設置を道路使用許可申請のとおりに行うよう指導した。
(2) 工事現場跡地の不法投棄や無断立入を防止するため、仮囲いの設置を依頼したところ、後日、仮囲いが設置された。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」実施について
(1) 夏季における行楽や暑気払い等、飲酒の機会が増えることにより、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されることから各種施策を推進する。
(2) 自転車の利用者やドライバーには、
・ 酒を飲んだら運転しない
・ 運転するなら、酒を飲まない
・ 自転車だからと甘く考えず、酒を飲んだら乗らない
を遵守させる。
(3) ハンドルキーパー運動の推進
(4) 飲酒運転周辺者3罪
ア 車両提供罪
イ 酒類提供罪
ウ 同乗罪
(5) 駒込警察署広報啓発活動
「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン・駒込警察署」の開催(7月4日)
- 2 協議会からの意見要望等
(1) 空き缶にたばこの吸い殻を入れて捨てる者がいる。警察にできることがあれば、対応してほしい。
(2) 高齢者が手押し車の代わりに自転車を押しながら車道を通行していて危ないので注意してほしい。
(3) 高齢者の運転免許取得の条件を厳しくして、免許取得のハードルを高くしてほしい。

[その他の意見要望等]

昨今、高齢者の事故が多いが、家族が本人に注意することが難しい状況にある場合もあり、対策が難しいと感じた。

| | |
|-----|-----------------------|
| | |
| その他 | 令和7年度第2回会議は、9月中旬に実施予定 |

令和06年度 第4回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年03月13日 午前10時00分～午前11時30分

| | | | |
|------|-----------|-----|---------------------|
| 開催場所 | 駒込警察署 会議室 | 出席者 | 協議会委員 7名 署長ほか 1名 |
|------|-----------|-----|---------------------|

内 容

[業務説明]

- 1 協議会からの意見要望の取組結果について
 - (1) 管内に暴力団事務所やいわゆる反社の事務所はあるのか。
 - 【回答】
 - ア 暴力団事務所や反社事務所の把握はない。
 - イ 暴力団関係者の車両が管内を走行している可能性があるため、職務質問等を通じて情報収集を徹底したい。
 - ウ 暴力団等の情報があれば、情報提供を願いたい。
 - (2) 自転車の違反が多い場所やどのような違反が多いのか教えてほしい。また、違反者が逮捕される場合もあるのか教えてほしい。
 - 【回答】
 - ア 昨年の自転車の取締り状況
 - イ 違反態様と違反場所
 - ウ 逮捕者について
 - エ 交通街頭配置について
 - (3) 上富士交差点の改良工事について教えてほしい。
 - 【回答】
 - ア 改良工事の概要
 - イ 工事前と工事後の比較
 - ウ 改良工事の現況
- 2 業務推進状況
 - (1) マイナ免許証の運用
 - ア 一体化に至る経緯について
 - イ 保有形態について
 - ウ 住所変更ワンストップサービス等のメリットについて
 - エ 読み取りアプリについて
 - オ 広報活動について
 - (2) 特殊詐欺対策
 - ア 昨年の特殊詐欺発生件数と被害額について（駒込署、警視庁管内）
 - イ 本年の特殊詐欺発生状況について（駒込署、警視庁管内）
 - ウ SNSやメッセージアプリを利用した詐欺の紹介
 - エ サポート詐欺の手口の紹介
 - オ 被害防止対策について
 - （ア）車両を活用した広報活動について
 - （イ）防犯アプリ「デジポリス」について
 - （ウ）自動通話録音機について

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 駒込中学校・高等学校付近の工事現場は、ガードマンの配置やセフティーコーン等の設置がなく危ないので、何か対策を講じてほしい。
 - (2) ミャンマーとタイの国境付近を拠点とする犯罪グループが話題になっているが、警視庁もこのような犯罪グループによる特殊詐欺事件の捜査に関わっているのか教えてほしい。
 - (3) 都内の者が海外に行って犯罪グループの一員として特殊詐欺等の犯罪に関与しているのか教えてほしい。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 運転免許証を取得していない人ほど、道路標識の意味を理解していない人が多いと思う。今回説明を受けて、道路標識について理解を深めることができた。
 - (2) 特殊詐欺の手口について説明を受け、前に架かってきた電話が詐欺の電話である

ことを確信できた。

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和7年度第1回会議は、6月中旬に実施予定

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第3回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年12月13日 午前10時00分～午前11時40分

| | | | |
|------|-----------|-----|---------------------|
| 開催場所 | 駒込警察署 会議室 | 出席者 | 協議会委員 7名 署長ほか 1名 |
|------|-----------|-----|---------------------|

内 容

[業務説明]

- 1 前回会議における要望や質問に対する取組と回答
 - (1) 例大祭(天祖神社・根津神社)関係者に対する指導事項
 - ア 道路使用許可の早期提出
 - イ 交通ルールに従った実施コースの検討
 - ウ 警察官の指示を遵守
 - エ 自主警備の徹底
 - オ 責任ある行動
 - (2) 小学校前歩道上の注意喚起標示及びミラー設置
 - ア 歩道上の標示
 - (ア) 学校からの要請を受けて標示を検討することとなる。
 - (イ) 学校は、生徒への指導を徹底する方針
 - イ ミラーの設置
 - (ア) 設置場所は学校敷地内となる。
 - (イ) 学校と協働して生徒への安全教育を徹底していく。
- 2 業務推進状況
 - (1) 警備対策
 - ア 警備実施結果
 - (ア) 右翼対策警備
 - (イ) 雑踏警備
 - イ 災害・テロへの備え(六義園において実施)
 - (ア) 水難訓練、重機使用訓練等
 - (イ) 園内の訪問者へのキャンペーン
 - (2) 地域警察活動
 - ア 地域課の業務
 - イ 110番の入電件数
 - ウ 犯罪の検挙状況
 - エ 地域安全活動
 - (3) 犯罪の発生と検挙
 - ア 刑法犯の発生状況
 - イ 検挙事例
 - (4) 特殊詐欺対策
 - ア 特殊詐欺の発生状況
 - イ アボ電情報受信ツール
 - ウ 被害未然防止
 - (ア) 年金支給日の高齢者対策
 - (イ) 広報啓発活動
 - ・ 防犯講話の実施
 - ・ 交番におけるプロジェクションマッピング
 - ・ 特殊詐欺撲滅パレード(ダンディ坂野さんを招致)

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容

交通死亡事故ゼロ10年達成に向けた取組

 - (1) 交通違反の取締り
 - ア 交差点における街頭配置
 - イ 自転車、電動キックボード、モペットの取締り
 - ウ 高齢者、二輪車に対する指導の実施
 - (2) 交通環境の改善
 - ア 路面の注意喚起標示

- イ 注意を喚起する看板の設置
- (3) 広報啓発の推進
 - ア 交通安全協会や民間団体との官民一体のキャンペーン
 - イ 街頭や駅構内でのキャンペーン
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 交通取締りについて
 - ア 交通取締りに従事する警察官の姿をよく見るので、今後も悪質な運転の取締りを実施してほしい。
 - イ どこで、どのような違反が多いのか教えてほしい。
 - (2) 道路工事について
 - 上富士交差点付近で道路の拡張工事を実施しているが、完成時期と路線の形状について知りたい。

[その他の意見要望等]

管内に暴力団等の事務所はあるのか。

| | |
|-----|-------------------|
| その他 | 次回は、令和7年3月中旬に実施予定 |
|-----|-------------------|

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第2回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年09月27日 午前10時00分～午前11時10分

開催場所 駒込警察署 会議室

出席者 協議会委員 7名
署長ほか 1名

内 容

会議に先立ち、警備課長の出席について、各委員の了承を得た。

[業務説明]

- 1 本年の災害発生状況
 - (1) 能登半島地震(1月)
 - (2) 山形・秋田豪雨(7月)
 - (3) 台風5号、10号(8月、9月)
 - (4) 日向灘沖を震源とする地震(8月)
- 2 発生の懸念される震災について
 - (1) 南海トラフ地震
 - (2) 富士山噴火
- 3 警視庁大規模災害対策推進プラン
 - (1) 地域防災力の向上
 - (2) 災害対応能力の高度化
 - (3) 情報力の強化
 - (4) 業務継続性の確保
 - (5) 関係機関等との連携

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
当署の大規模災害対策
「平時の備えで有事の即応」
 - (1) 地域防災力の向上
 - ア 六義園職員との合同救出救助訓練(委員が視察)
 - イ 各世代に応じた広報啓発活動
 - ウ 外国人に対する情報提供と防災知識の普及
 - (2) 災害対応能力の高度化
 - ア 無線訓練、車両移動訓練等
 - イ 訓練施設での特別訓練
 - ウ 災害警備訓練施設
 - (3) 情報力の強化
 - ア 各種イベントでの広報啓発活動
 - イ 旧ツイッター「X」の活用
 - (4) 業務継続性の確保
 - ア 救出救助部隊の編成
 - イ 警察署代替施設への移設訓練
 - (5) 関係機関との連携
 - ア 警視庁災害警備総合訓練
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 合同救出救助訓練を視察して
 - ア 暑さに負けず熱心に訓練に励む姿は迫力があり、心強く感じた。
 - イ 災害はいつ起きるか分からないので、私たちもしっかり備えたいと思う。
 - (2) 広報啓発グッズの作成
 - ア 災害時は警笛が役に立つと思うので、広報啓発グッズとして作成し、配布してはどうか。

[その他の意見要望等]

- 1 祭礼警備への謝意等
先日の天祖神社と根津神社例大祭の警備について感謝したい。次回に向けて警察からの指導事項があれば伺いたい。
- 2 交差点の交通安全対策
 - (1) 昭和小学校から本郷通りへ出る右側の歩道上には「止まれ、小学校入口注意」と

標示されているが、左側歩道上には標示がないので、右側同様に標示してほしい。
(2) 児童の飛び出しによる事故防止のため、カーブミラーの設置を検討してほしい。

| | |
|-----|---|
| その他 | <ol style="list-style-type: none">1 会議前に署長、副署長が着任挨拶を実施2 次回会議は、12月中旬に開催予定 |
|-----|---|

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第1回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年06月21日 午前10時00分～午前11時40分

開催場所 駒込警察署 会議室
出席者 協議会委員 6名
署長ほか 2名

内 容

[業務説明]

前回会議での要望や質問に対する取組と回答

- 1 交通関係
 - (1) タクシー、電動自転車、原動機付自転車等に対する取締りの強化
 - ア 本年1月1日から、タクシー、電動自転車、原動機付自転車等の取締りを強化している。
 - イ デリバリー業者の従業員に対する指導を実施している。
 - (2) 高速道路における違反取締りの基準
取締り基準は警視庁も他県も同じなので場所を問わず安全運転に努めてほしい。
 - (3) 白バイによる自転車の取締り状況
 - ア 令和5年中における自転車に関わった交通事故件数等
 - イ 当署における白バイを活用した取締り
 - (4) 電動キックボードのヘルメット着用率
道路上に設置されているレンタル電動キックボードは、短距離の利用が多いためヘルメットを持参して利用する人は、ほぼ皆無と思われる。
- 2 捜査・地域関係
 - (1) 警視庁の通訳要員
 - ア 通訳の種別・人員
通訳人としての警察官、通訳専門官として採用された者、部外委託の通訳人がおり、計880人、66言語に対応している。
 - イ 交番勤務員が使用する通訳アプリ
日本語を各言語に変換するアプリを用いて、日本語が通じない者への対応要領を実演した。
 - (2) 駒込署管内や文京区の空き家の実態
当署管内では15軒の空き家を把握している。
- 3 警備関係
 - (1) 警備実施の概要
 - (2) 署員への教養内容
 - (3) 機動隊の派遣要請
 - (4) 当日の取扱事例
 - (5) 本警備を終えての反省点

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
特殊詐欺対策について
 - (1) 令和5年中の特殊詐欺発生状況
 - ア 東京都内の発生件数、被害額等
 - イ 駒込署管内の発生件数、被害額等
 - (2) 令和6年(1月から5月末まで)の駒込署管内の発生状況
 - ア 発生件数、被害額等
 - イ 発生傾向
還付金詐欺、オレオレ詐欺、架空請求詐欺の発生が見られる。
 - (3) 犯人と被害者の会話(委員が音声データを聴取)
 - ア 還付金詐欺の犯人との会話
 - イ オレオレ詐欺の犯人との会話
 - (4) 広報啓発活動
 - ア 架空請求詐欺の広報用動画
 - イ 「特殊詐欺撲滅パレード」(4月14日)
パレード時に放映した動画を視聴
 - ウ 防犯啓発活動
活用しているチラシを紹介

- 2 警察署協議会からの意見要望等
特殊詐欺について、管内での発生もあるようなので自分たちもだまされないように気をつけたい。

[その他の意見要望等]

ほぼ毎日、23時から1時頃まで、白山下交差点（富坂署管内）付近の大型トラックやバイクの走行音がうるさいので、取締り等の対策はできないか。

その他

次回は9月中旬に実施予定

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。